

監査公表第 154 号

令和 6 年（2024 年）5 月 8 日

札幌市監査委員	藤	江	正	祥
同	愛	須	一	史
同	高	橋	克	朋
同	福	田	浩	太郎

措置通知事項の公表について

札幌市長から「定期監査等の結果に基づく措置の通知について（令和 6 年 4 月 30 日付け札総第 245 号）」が提出されましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、当該通知（写し）を別添のとおり、公表いたします。

札総第 245 号

令和 6 年（2024 年） 4 月 30 日

札幌市監査委員 藤 江 正 祥 様
同 愛 須 一 史 様
同 高 橋 克 朋 様
同 福 田 浩 太 郎 様

札幌市長 秋 元 克 広

定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

また、定期監査等の結果報告に添えて提出された意見への対応についても、併せて通知いたします。

別紙

1 指摘に対する措置（令和5年度監査報告第6号に掲載された指摘事項に係るもの）

(1) 令和5年度第2回定期監査（事務監査）関係

監査対象	財政局税政部中央市税事務所
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 収入事務／(1) 市税の減免に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>生活保護受給者に係る市・道民税の減免について、年金及び給与から当該税が徴収される場合には、生活保護の受給を開始した日以後に納期限が到来する未納税額を減免の対象とすべきところ、生活保護開始後に納付された税額を含めずに減免額を確定させていたものがみられた。</p> <p>こうした事務処理は、関係規程の確認不足等に起因すると考えられるが、事務手続が正確に行われなことは、納税者に対する公平性を欠くことにつながるものである。</p> <p>このため、今後は関係規程について今一度しっかりと確認されるなど、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>直ちに追加減免及び納付済み税額について還付の手続きを行うとともに、今回の指摘を受け、職場内で関係規定について事例を紹介しながら周知徹底を図った。また、財政局税政部市民税課から、全ての市税事務所市民税課に今回の指摘事項の共有と注意喚起が行われた。</p>	

監査対象	財政局税政部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 役務契約の仕様を適正に定めるべきもの</p> <p>役務契約において、業務の履行に際して発注者である札幌市の職員の指示を受ける旨を仕様書で定めているものがみられた。</p> <p>発注者が業務の方法等に関して直接作業員に対して指示を行うことは、請負事業主が自ら業務の遂行に関する指示その他の管理を行っていないことから偽装請負と判断されるおそれがあるものであり、上記の仕様書の規定は適正を欠くものと言わざるを得ない。</p> <p>今後は、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、適正な契約事務に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>「指示」という言葉によって偽装請負との誤解を招くおそれがあることや、実際に職員が配送先において指示を行うことはないことから、職員の指示に係る記載を削除することにした。</p>	

別紙

監査対象	教育委員会中央図書館
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 積算を適正に行うべきもの</p> <p>積算額の内訳が不明瞭な参考見積書を用いて、全体額が10万円未満であることから、小額と判断し特定随意契約を締結しているものがみられた。</p>

《指摘に対する措置》

値引額の根拠が不明瞭な場合は業者に対してどのような理由で値引きされているか確認を徹底するとともに、必要に応じて複数業者から参考見積を徴し、適切な市場価格の把握に務めるよう部内役職者会議及び各係会議にて、周知・徹底を図ったところである。

今後も人事異動等により風化されぬよう機会を捉えて、改めて部内役職者会議や経理担当者会議等で周知・徹底し、同様の誤りを繰り返さぬよう努める。

監査対象	教育委員会中央図書館
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ウ 業務の履行監督を適正に行うべきもの</p> <p>役務契約の業務履行に当たり、従事者名簿の提出を仕様に定めているが、提出された名簿に記載のない者が業務に従事していたものがみられた。</p>

《指摘に対する措置》

受託者に対して、従事者に変更・追加があった場合は速やかに従事者名簿を再提出するよう改めて指導した。現在は最新の従事者名簿を提出させ、提出された従事者名簿と従事者との突合を徹底している。

本事例について、部内役職者会議や各係会議にて周知・徹底を図ったところである。

今後も人事異動等により風化されぬよう、異動時の引継を確実にを行い、また定期的に部内役職者会議や経理担当者会議等で周知徹底する。

監査対象	保健福祉局高齢保健福祉部
------	--------------

別紙

監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>エ 受託者から提出を受ける書類を適正に取り扱うべきもの</p> <p>完了届の日付を3月31日付けに指定して事業報告を次年度の4月7日までに行うよう指示しているものがみられた。</p> <p>会計年度独立の原則から完了検査等による債務の確定は年度内に行う必要があるため、今後は関係規程等についての理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
-----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

《指摘に対する措置》

契約事務に関する個人学習及び係内研修を開催し、役務契約の理解を深め再発防止に努めた。

役務契約を行う際や、完了届の提出を依頼する際には、契約事務ハンドブックを確認し、歳出の会計年度所属区分を理解したうえで受託者へ委託することとし、担当職員が確認したものを係長、課長が再確認しチェック体制の強化を図った。

今後は、このようなことがないよう関係規定等を十分に理解し、担当者が変わった際には今回の指摘を確実に引継ぎ、適正な事務処理の執行に努めることとした。

監査対象	保健福祉局障がい保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>オ 受託者に提出を求めている書類を確認すべきもの</p> <p>(ア) 仕様書で提出を定めている啓発イベントの報告書が提出されていないものがみられた。</p> <p>履行内容を客観的に確認できる書類として当該報告書の提出を求めている以上、これを確認せずに行った検査は不十分なものと解することが相当である。今後は、契約関係書類等について十分に確認のうえ、チェック体制の強化を図りながら、適正な事務の執行に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

啓発イベントの報告書提出に係る仕様書の確認不足により、書類を徴取していなかったことから、指摘後に速やかに該当書類を徴収した。

仕様書において毎月の実施状況報告書と啓発イベントの報告書の提出について、別々に記載があることから、記載箇所を統合することで提出書類の見落としを防止し、啓発イベントの実施後に報告書を課内供覧する際に、仕様書を添付することで確認を十分に行い、適正な処理を行う。

監査対象	教育委員会中央図書館
------	------------

別紙

<p>監査委員の 指摘事項</p>	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 オ 受託者に提出を求めている書類を確認すべきもの (イ) 役務契約の業務履行確認について、業務報告書に一部未記載のものや内容の誤りがあるにもかかわらず、履行検査を合格としているものがみられた。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>不備のあった業務報告書については、受託者に履行内容を確認のうえ、速やかに補正を行った。また、部内で業務や検査に携わる職員に、具体的な不備箇所の例を示した上で、報告書受領時に不備が有る場合はその場で速やかに是正させるよう改めて周知も行った。加えて、部内役職者会議及び各係会議においても周知し徹底を図ったところである。</p> <p>今後も人事異動等により風化されぬよう、異動時の引継を確実にし、また定期的に部内役職者会議や経理担当者会議等で周知徹底する。</p>	

<p>監査対象</p>	<p>教育委員会市立学校</p>
<p>監査委員の 指摘事項</p>	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 カ 改定契約等の事務を適正に行うべきもの 契約の履行中にやむを得ず仕様等に変更が生じた場合は、改定契約を締結することとされている。しかし、学校の都合により履行期限を延長するに当たり、受託者と口頭で協議し合意した内容を記録するなどの事務手続を行わずに契約を変更していた。また、履行検査において、実際の実施日ではなく、当初の履行期限日が記載された完了届を受領して検査を行い合格とするなど、不適正な事務がみられた。 今後は、関係規程等についての理解を十分に深めるとともに、書類をしっかりと確認するなど、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>財政局契約管理課が作成する物品・役務契約Q&Aによれば、契約履行中に契約内容を変更することは原則認められていないものの、やむを得ず仕様等に変更が生じた場合は、改定契約を結んだり、契約変更伺により契約締結専決権者の決裁を受けることとされている。</p> <p>しかし、担当者の認識不足により、契約変更に係る必要な事務手続を行っていなかったことから、関係規程及び契約事務ハンドブックに基づいた適正な事務を行うよう、また、履行検査が形骸化することがないように検査員は書面上のチェックにとどまることなく、現物や現場の確認を目視で行うなど、確実な方法で検査を実施するよう、事務職員だけではなく管理職を含め全学校・園あ</p>	

別紙

て周知した。

更に、今年度から、学校事務職員が全員参加している共同実施のグループワーク研修において、監査で指摘された具体的な事例を取り上げ周知することで、再発防止を図る取組みを行った。

監査対象	経済観光局経済戦略推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>キ 押印省略等の取扱いを適正に行うべきもの</p> <p>(ア) 電子メールの利用に当たっては、事業者は札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレス、札幌市は組織用インターネットメールを用いることとされているが、このアドレスを用いずに受領等を行っていたものがみられた。</p> <p>(イ) 供覧を行う場合には、当該文書が見積依頼用メールアドレスから受領したものであることを記載するなどの所定の取扱いを行う必要があるが、これを行っていないものがみられた。</p> <p>(ウ) 契約等文書を収受した電子メールは、文書の真正性を担保するために電磁的記録媒体の状態で保存しておくこととされているが、完了届が提出された記録媒体を保存していなかったものがみられた。</p>

《指摘に対する措置》

キ(ア)、(イ)、(ウ)について

今後職場内研修により関係規定等を周知する。加えて、押印省略の事務も含めた契約事務全般について、事務の段階に合わせてどの部分を確認すべきか、各マニュアルの留意すべきところをわかりやすく部内職員に理解してもらうための部内事務執行手順のようなマニュアルを整備し、再発防止に努める。

監査対象	環境局環境都市推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(2) 補助金の交付に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>補助金の交付に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 補助金交付額の確定に当たり、事務処理期限を「受付日より3週間以内」と定めているところ、これを経過していたもの</p>

《指摘に対する措置》

今後の改善・再発防止策として、申請書の受付都度に起案処理を進めるほか、担当係長からの適宜、声掛けをするなど、ゼロエミッション自動車購入等補助制度に係る運用方針に掲げる事務処理期限を超過しないように事務処理を進めていく。

別紙

監査対象	保健福祉局障がい保健福祉部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(2) 補助金の交付に関する事務を適正に行うべきもの 補助金の交付に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 イ 補助金額の決定に当たり、確認が不十分であったために補助対象ではない経費も含めて算定し、過大に補助金を交付しているもの
《指摘に対する措置》 直ちに過払分を戻入させたとともに、適正かつ着実な事務を執行できるように今後は起案時に他の係員もチェックすることとした。	

監査対象	環境局環境都市推進部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(2) 補助金の交付に関する事務を適正に行うべきもの 補助金の交付に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 イ 補助金額の決定に当たり、確認が不十分であったために補助対象ではない経費も含めて算定し、過大に補助金を交付しているもの
《指摘に対する措置》 直ちに過払分の返金対応を行うとともに、再発防止策として、申請書等の記載内容及び必要書類を確認するためのチェックリストを作成した。また、決裁経路として、事業担当のほか、庶務担当及び経理担当を追加し、職員相互のチェック体制の強化を行った。	

監査対象	会計室
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(3) 時間外勤務に関する事務を適正に行うべきもの 時間外勤務に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ア 休憩時間の申請に関する事務を適正に行うべきもの 勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないと定められているところ、所要の休憩時間が申請されていないため、時間外勤務手当が過支給となっているものがみられた。 今後は、同様の誤りを防ぐため、再発防止に向けた対応策を検討したうえで、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘に対する措置》 休憩時間の入力漏れについては、人事給与システムの入力を是正するとともに、過支給となった時間外勤務手当についても戻入処理を実施。 再発防止策として、時間外勤務命令を申請する際は休憩時間を正しく入力す	

別紙

るよう、係会議等を利用して職員に周知。また、決裁を行う係長職及び課長職に対しては、会計室役職者のミーティングにて決裁時の確認を徹底するよう注意喚起を行った。

監査対象	財政局税政部中央市税事務所
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(3) 時間外勤務に関する事務を適正に行うべきもの 時間外勤務に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ア 休憩時間の申請に関する事務を適正に行うべきもの 勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないと定められているところ、所要の休憩時間が申請されていないため、時間外勤務手当が過支給となっているのがみられた。 今後は、同様の誤りを防ぐため、再発防止に向けた対応策を検討したうえで、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘に対する措置》 戻入が発生する事案について戻入処理を行うとともに、今後は正しく申請を行うよう朝礼や係会議により周知を図った。 また、課長・係長の決裁にあたっては、申請内容を十分確認のうえ決裁することとした。	

監査対象	財政局税政部中央市税事務所
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(3) 時間外勤務に関する事務を適正に行うべきもの 時間外勤務に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 イ 会計年度任用職員の手当支給に関する事務を適正に行うべきもの 会計年度任用職員の時間外勤務について、勤務した時間に係る支給割合を誤ったため、時間外勤務手当が過少に支給されているのがみられた。 こうした事務処理は、関係規程等の理解不足に起因すると考えられるが、今後は、同様の誤りを防ぐため、関係規程等を今一度しっかりと確認したうえで、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘に対する措置》 支給不足となった分については追給処理を行うとともに、関係規程の周知を図った。 また、月締めの際には、庶務担当者のほか庶務担当係長が内容を十分チェックし、再発防止を図ることとした。	

別紙

監査対象	教育委員会市立学校
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(4) 特殊勤務手当の支給に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>特殊勤務手当の支給に関する事務において、書類の確認不足等により、支給対象ではない業務に対し手当を支払っているものがみられた。</p> <p>こうした事務処理については、内部統制制度の特定リスクとして既に認識のうえ、その対応策等を定めていたにもかかわらず、これが適切に実施されていなかったものである。</p> <p>今後は、同様の誤りを防ぐため、リスク対応策等を改めて関係職員へ周知徹底するとともに、関係規程等を今一度しっかりと確認したうえで基本的な事項を理解し、チェック体制を整えるなど、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>該当校については、直ちに手当の誤支給分について戻入を行うと共に、対象となる業務について、改めてマニュアル等で支給要件を確認するよう指導した。</p> <p>今後は、学校事務職員の共同実施を活用して、本事例も含めたよくある誤支給例を共有し、同様の誤支給がないように注意喚起するとともに、担当者の制度理解の促進と知識レベルの底上げを図る。</p>	

監査対象	教育委員会市立学校
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(5) 旅費に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>旅費に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 出張命令を適正に行うべきもの</p> <p>職員が公務のため旅行する場合には、出張命令権者の発する出張命令を受けたうえで、この命令に基づく旅行に対して旅費を支給することになるが、市外へ旅行しているにもかかわらず、出張命令がなされておらず、これに対する旅費も支給されていないものがみられた。</p> <p>これは、関係規程等の認識が不十分だったことなどによるものと考えられるが、今後は、今一度関係規程等をしっかりと確認するとともに、労務管理の面からも適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>学校日誌に記載していた市外へのお出張予定について、監査での指摘を受けた後に当該学校内で改めて確認したところ、実際には中止となった出張予定の記載が残ったままになっていたものである。予定変更によるキャンセル料等も生じなかったため、結果としては出張命令を行わない扱いで問題はなかった。しかし、学校日誌の管理としては不適正であったため、訂正のうえ、外勤簿とのつきあわせ等実態に合わせて作成されるよう工夫していくこととした。</p>	

別紙

また、学校として市外への出張用務を計画する際の認識を再確認することは重要であると考え、特に市外用務においては管理職だけでなく事務職員へも事前に外勤予定を連絡するよう職員会議の場で改めて周知した。

市外への旅行には出張命令を要する旨を周知することの必要性については、本件の結果に関わらず重要であり、公務のために旅行する際には適正に出張命令が行われるよう、旅費予算の当初配分時や研修時に年間の出張計画の管理を促す文面を追加する等適正な事務執行に向けて取り組んでいく。

監査対象	経済観光局経済戦略推進部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(5) 旅費に関する事務を適正に行うべきもの 旅費に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 イ 旅費の支給に関する事務を適正に行うべきもの (ア) 航空賃は、公務に支障なく現に利用しうる最も低廉な運賃により支給するとされているが、コードシェア便の利用に際し、誤って高価な運賃を支給しているものがみられた。 (イ) 宿泊料の請求又は精算時には、要件を満たした領収証等の証明書類が必要となるが、食事の有無を確認できる書類を添付しないまま精算事務を行っているものがみられた。
《指摘に対する措置》 イ(ア)、(イ)について 担当職員に対し、直ちに過払分を戻入させた。旅費事務については、全般的に各担当者における理解が不十分であることから、今回指摘のあった事項のみではなく、誤りやすいポイントを踏まえたうえで、今後職場内研修により関係規定等を周知する予定。加えて、旅費事務にかかるこれまでの部内事務執行を踏まえた具体的な手順、気を付けるポイントをまとめたマニュアルを整備し、再発防止に努める。 なお、現在旅費事務は各担当者において起案等を行っているが、事務の効率化及びミスを減らすため、事務処理を行う職員を固定化し、事務を集約させる予定。	

監査対象	財政局管財部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／3 財産管理事務／(1) 災害等のリスクに備えた市有施設の管理に関する事務を適正に行うべきもの 建物総合損害共済に関する事務において、一定期間、新築の建物について補償のない状態となっているものがみられた。 上記については、令和元年度第2回定期監査においてもみられたものであり、チェック体制の事務手順については改善がなされていることが確認できた。しかし、対象部局が書類の提出を失念していたことへの対応が適切に行われなかったことなど対象部局との連携不足等により、今回の監査においても同様の不備がみられたものである。

別紙

	<p>この共済制度は、市有財産の様々なリスクに備え、損害が発生した際に市の財政負担を補てんするためのものであることから、補償のない状態は避けなければならない。今後はチェック体制の更なる強化に加え、対象部局との連携も図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

《指摘に対する措置》

建物工事検査日通知書について、原局担当者へ改めて2週間前までに提出するよう周知するため、通知を発出した。また、建築及び解体予定のリストを用いた共済手続きに係るチェック体制を担当者限りから2名体制に強化した。

今後は、リストに掲載されている竣工時期になっても送付がされていない物件について、能動的に確認していく。

監査対象	教育委員会市立学校
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 財産管理事務／(2) 理科実験用薬品の管理を適正に行うべきもの</p> <p>理科実験用薬品の管理に当たり、保管している薬品について薬品受払簿に記載されていないものがみられた。</p> <p>こうした事務処理については、内部統制制度の特定リスクとして既に認識のうえ、その対応策等を定めていたにもかかわらず、これが適切に実施されていなかったものである。</p> <p>今後は、同様の誤りを防ぐため、リスク対応策等を改めて関係職員へ周知徹底するとともに、関係規程等を今一度しっかりと確認したうえで基本的な事項を理解し、チェック体制を整えるなど、適正な事務の執行に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

該当校においては、直ちに当該薬品を実測の上、薬品受払簿を作成するとともに、管理職、理科薬品管理担当者、事務職員等、必ず複数の職員で薬品受払簿への記載を確認する体制にすることとした。また、在庫確認の際は、現行同様に受払簿を基に薬品庫内を点検することに加え、薬品庫内の薬品を基に薬品受払簿が作成されているか、二重に点検を行うことで受払簿への記載漏れを防ぐ体制とした。

また、指摘を受け、教育委員会において理科実験用薬品の適正管理に係る通知を見直し、薬品受払簿は毒物及び劇物と一般薬品でそれぞれ様式を区別すること、また、薬品一覧を作成することで薬品庫内と受払簿の照合が容易に行えるよう改定を行った。

監査対象	会計室
------	-----

別紙

<p>監査委員の 指摘事項</p>	<p>第1 指摘事項／4 行政運営事務／(1) 公文書の取扱いに関する事務を適正に行うべきもの 保存期間中の公文書について、誤って廃棄していたものがみられた。 こうした事務は、公文書の置換、廃棄時における確認不足等に起因すると考えられるが、公文書は市民の知る権利を具体化するために必要な市民共有の財産であり、公文書の置換、廃棄時には保存期間及び廃棄年度を確認したうえで、職員相互において作業をチェックするなどの体制を整備し、適切な管理に努められたい。</p>
-----------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

《指摘に対する措置》

保存期間1年の文書は、完結日の翌年度に1年間保存することを改めて確認し、室内全職員にメールにて注意喚起を実施。

再発防止策として、文書の置換・廃棄を行う際は、文書管理システム又は文書ラベルで保存期間及び廃棄年度を確認の上、作業時に職員相互でチェックすることで、誤廃棄を防ぐよう、誤廃棄防止のための手引き及びチェックリストを作成し、室内に配布した。

<p>監査対象</p>	<p>教育委員会市立学校</p>
<p>監査委員の 指摘事項</p>	<p>第1 指摘事項／5 学校運営事務／(1) 自家用車の公用使用に関する事務を適正に行うべきもの 自家用車の公用使用については、校務の円滑な運営や予測困難な生徒指導上の緊急対応の観点から、「札幌市立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱」を定め、一定の要件の下で、限定的に承認しているが、以下の不適正な事例がみられた。 ア 公務のため自家用車を使用する場合は、その都度「自家用車の公用使用承認及び行程確認簿」により、校長にその旨を申し出、承認を受けなければならないが、承認を受けないまま自家用車を公用使用しているもの イ 1日の走行距離250kmを超えて自家用車を公用使用しているもの</p>

《指摘に対する措置》

ア及びイについて

要綱に規定された手続方法等の理解不足及び確認が不十分であったことによる誤りであり、今回指摘があった学校に対して、あらためて職員の提出書類を再確認し、不足があるものについては、速やかに改善するよう関係学校に指示した。

また、関係規定を所管の学校に改めて周知徹底を図るほか、書類の確認に際して、整理担当者だけでなく、複数人での確認を助言する等、再発防止及び適正かつ確実な事務執行の実現に向けて、取り組んでいく。

<p>監査対象</p>	<p>教育委員会中央図書館</p>
-------------	-------------------

別紙

監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／6 その他の事務／(1) 消防用設備の改修を適正に行うべきもの</p> <p>建築物は、その使用目的に応じて法令で定める基準に従って消防用設備等を設置し、火災時にその機能を発揮することができるよう維持管理することが義務付けられている。また、点検の結果、不良箇所があった場合は、速やかに改修や整備をしなければならない。</p> <p>しかし、中央図書館においては、点検による不備が判明、消防署による改善指導を受けたにもかかわらず、これを放置している状態がみられた。</p> <p>図書館は、市民が日常的に利用する施設であり、市民の利便性を考慮し日常的に火気器具を使用する食堂等も設置されている。また、收藏されている図書等は貴重な市民の財産であり、不良箇所について速やかに是正されたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>現在、直近の消防用設備点検で要是正とされた全ての事項について対応を行っている</p> <p>今後は、要是正事項が判明した際には速やかに着手できるよう、予算についても計画的に執行管理するとともに、必要に応じて調整を行うこととする。</p>	

監査対象	保健福祉局障がい保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／6 その他の事務／(2) 休憩時間を適正に取得すべきもの</p> <p>時間外勤務により、労働時間が8時間を超える場合、労働時間の途中で少なくとも1時間の休憩が必要であるところ、休憩時間が不足しているものがみられた。また、休憩時間を労働時間の開始時又は終了時としているものがみられた。</p> <p>今後は、同様の誤りを防ぐため、休憩時間取得の必要性等を再認識し、申請者のみならず決裁権者も十分な注意を払うとともに、再発防止に向けた対応策を検討したうえで、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>今回の指摘を受け、直ちに職員周知用の資料「時間外勤務の申請・休憩等に係る取扱いについて」を新たに作成しました。この資料と、監査事務局庁内HPに掲載されている「事例解説・【事例29】時間外勤務における休憩時間の付与」を併せて部内全体に送付し、関係規定への理解徹底と所属職員への周知を行いました。</p> <p>また、指摘後の部課長会議においても、時間外勤務・休憩の基本的な取扱い、注意事項等を改めて説明したうえで、課内・係会議等を通じて所属職員へ確実に周知し、事務を適正に行うよう求めたところです。</p> <p>今後は、規定の正しい理解のもと、申請内容の確認を十分に行うなど、部全体で適正な事務処理を行うよう努めていきます。</p>	

別紙

監査対象	会計室
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／6 その他の事務／(3) 会計年度任用職員に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>継続して勤務する所定の要件を満たした会計年度任用職員に対しては、労働基準法等により年次有給休暇を与えなければならないが、その日数は継続勤務した期間に応じたものでなければならないが、任用時においてこの基準を下回る日数の休暇を付与しているものがみられた。</p> <p>こうした事務処理は、規定の理解不足等に起因すると考えられるが、今後は、同様の誤りを防ぐため、再発防止に向けた対応策を検討したうえで、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>遡及付与が可能な期間を総務局勤労課へ確認した上で、令和4年度まで遡って正しい日数の年休を付与し、令和5年度への繰越日数も是正した。休暇簿の記載日数も是正するとともに、修正した勤務条件通知書を本人へ再交付した。</p> <p>再発防止策として、会計年度任用職員の任用・更新時に年次有給休暇を付与する場合は、前職の在職期間を正しく算定するよう、関係規定及び人事給与ハンドブックを確認するとともに、算定方法に疑義がある場合は、所管課へ問い合わせ確認を徹底する。</p>	

別紙

(2) 令和5年度第2回定期監査（工事監査）関係

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の指摘事項	<p>1 指摘事項／1 工事設計／(1) 快適トイレ設置費用の積算を適正に行うべきもの</p> <p>「快適トイレ設置試行工事要領」では、快適トイレ設置費用の積算について、実際にかかった費用から従来型トイレの設置費用相当額を控除した額を計上することが定められている。</p> <p>今回監査した土木工事において、従来型トイレの設置費用相当額を控除せずに設計変更を行っている事例がみられた。</p> <p>職員の当該要領に対する認識不足及び検算審査が不十分なことが原因と考えられる。</p> <p>今後は、このようなことがないように、要領の内容を確認するとともに、チェック機能を強化するなどの再発防止に向けた取組を講じて、適正な工事設計に努められたい。</p>
《指摘に対する措置》	
再発防止のため、「快適トイレ設置試行工事要領」における積算上の注意事項について、職場内の会議により周知徹底を図り、チェックリストに当該項目を加え、決裁時のチェック体制を強化した。	

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(1) 高所作業を安全に実施すべきもの</p> <p>「労働安全衛生法」に基づき定められた「労働安全衛生規則」等では、事業者は、高所作業を行うときは、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させるなど、墜落による危険を防止するための措置を講じなければならないと定められている。</p> <p>今回監査した土木・建築工事において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 高所作業車を用いて樹木の伐採作業や壁の取壊し作業を行っていた労働者が、当該器具を使用していないもの</p> <p>イ 屋上防水等の作業に当たり、墜落による危険を防止するための措置を講じていないもの</p>
《指摘に対する措置》	
ア及びイについて	
再発防止のため、受注者に対し、高所作業がある場合の関係規則等の確実な遵守について指導するとともに、発注者としても課内会議等での周知、現場監督時のチェックリストによるチェック体制を構築した。	

監査対象	下水道河川局事業推進部
------	-------------

別紙

<p>監査委員の指摘事項</p>	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(2) 特殊車両の通行手続を確認すべきもの</p> <p>「道路法」では、「車両制限令」に定める一般的制限値を超える特殊車両を通行させようとする者は、通行しようとする道路の管理者に対して通行の許可又は通行経路の確認の回答を受けなければならないと定められている。</p> <p>今回監査した土木・設備工事において、特殊車両に該当する自走式建設機械が保管場所から工事現場までの間の道路を通行するために必要な許可等を受けていない事例がみられた。</p> <p>受注者の特殊車両の通行手続に対する認識不足が原因と考えられるが、発注者も受注者に対して特殊車両の通行許可等を受けているのか確認するべきであったと考える。</p> <p>この事例は、令和3年度第2回定期監査時においても指摘を行っているものであり、指摘に対する措置として新たなチェック体制を構築したと報告されていたにもかかわらず、今回の監査で改善がされていなかったものである。</p> <p>今後は、関係規程を改めて職員へ周知徹底し、さらにチェック機能の強化を図るなど、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。</p>
------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

《指摘に対する措置》

再発防止のため、特殊車両の通行手続き等について、職場内の会議で周知徹底したほか、使用車両の変更にも対応できるよう、チェックリストを改定した。

加えて、工事の着手時に受注者へ当該制度のチラシを渡し、同制度への理解を促すとともに、注意を呼び掛ける。

<p>監査対象</p>	<p>下水道河川局事業推進部</p>
<p>監査委員の指摘事項</p>	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(3) 交通誘導警備員を適正に配置すべきもの</p> <p>「警備業法」に基づき定められた「警備員等の検定等に関する規則」では、公安委員会が認定した路線における工事現場等において交通誘導警備業務を行うときは、1級又は2級検定合格警備員を配置しなければならないと定められている。</p> <p>今回監査した測量業務等において、検定合格警備員を配置せずに、公安委員会が認定した路線上で測量作業を行っている事例がみられた。</p> <p>受託者と委託者双方の当該法令に対する認識不足が原因と考えられる。</p> <p>検定合格警備員の配置は、認定路線上での作業における歩行者や通過車両への安全対策として重要であることから、今後は、このようなことがないように、関係規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受託者への指導に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

再発防止のため、「警備員等の検定等に関する規則」における認定路線上での作業の注意事項について、職場内の会議により周知徹底を図り、チェックリ

別紙

ストに当該項目を加え、決裁時のチェック体制を強化した。

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 工事監理／(4) クレーン作業を安全に実施すべきもの 「労働安全衛生法」に基づき定められた「クレーン等安全規則」等では、事業者は、クレーンによる作業を行うときは、つり上げられている荷の下に労働者を立ち入らせてはならないこと、直接つり荷に触れて作業をさせてはならないことが定められている。 今回監査した建築・設備工事において、クレーンによる仮設資材及び設備機器の搬入作業等を行っている労働者に以下のとおり不適正な事例がみられた。 ア つり上げられている荷の下に立ち入っているもの イ 直接つり荷に触れているもの
《指摘に対する措置》 ア及びイについて 再発防止のため、受注者に対し、クレーン作業時の安全管理について確実に遵守するよう指導するとともに、発注者としても課内会議等での周知、現場監督時のチェックリストによるチェック体制を構築した。	

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 工事監理／(5) 品質管理書類を適正に整備すべきもの 「公共建築工事標準仕様書」では、受注者は、使用予定の材料、仕上げの精度等の目標、品質管理等について施工計画書に記載し、設計図書及び施工計画書のとおり施工されたことが確認できる資料を整備することと定められている。 今回監査した建築工事において、屋外での塗装作業に当たり、施工時の気温や湿度、保温管理等を確認できる資料が整備されていない事例がみられた。 この事例は、受注者の品質管理に対する認識不足が原因と考えられる。 今後は、このようなことがないように、当該仕様書を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。
《指摘に対する措置》 再発防止のため、受注者に対し、品質管理上必要となる記録整備や写真撮影を確実にを行うよう指導するとともに、発注者としても課内会議等での周知、現場監督時のチェックリストによるチェック体制を構築した。	

監査対象	白石区土木部
------	--------

別紙

監査委員の 指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 工事事務／(1) 札幌市建設工事請負契約約款を遵守すべきもの</p> <p>「札幌市建設工事請負契約約款」（以下「契約約款」という。）では、受注者は、契約締結後5日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書及び工事工程表を作成し、発注者に提出しなければならないと定められている。</p> <p>今回監査した土木工事において、請負代金内訳書及び工事工程表が契約締結後5日以内に提出されていない事例がみられた。</p> <p>契約約款に対する受発注者双方の認識不足が原因と考えられる。</p> <p>この事例は、令和3年度第1回定期監査時においても指摘を行っているものであり、指摘に対する措置としてチェック体制を強化したと報告されていたにもかかわらず、今回の監査で改善がされていなかったものである。</p> <p>今後は、契約約款の規程を改めて職員へ周知徹底し、さらにチェック機能の強化を図るなど、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>10区の工事担当係長が集まる会議にて周知し、課内周知も同様に行った。また、現状の工程表等の様式には、契約年月日の記載がないことから、担当職員が契約年月日を余白に付記し、決裁時に契約締結後5日以内の提出であることを決裁者も確認することにより、チェック体制の強化を図ることとした。なお、関係職員には、改めて指摘事項及び対応策についての説明を行い、受注者に対しては、これまで工程表等の契約締結後5日以内の提出について指導しているところであるが、現場代理人及び主任技術者等の工事関係者が一堂に集まる工事安全管理現場委員会で、工事施行にあたっての注意事項を提示し、周知徹底を図ることとした。</p>	

別紙

(3) 令和5年度第2回定期監査（財政援助団体等監査）関係

監査対象	社会福祉法人前田記念福祉会（保健福祉局高齢保健福祉部）
監査委員の指摘事項	1 財政援助団体監査／(1) 補助金の実績報告を適正に行うべきもの 札幌市軽費老人ホーム事務費補助金の実績報告において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ア 当該補助金は、利用者の前年の収入額に応じて変動するが、この収入の認定事務を誤った結果、補助金が過大となっているもの イ 利用人員の集計を誤ったことにより、補助金が過少となっているもの
《指摘に対する措置》 ア及びイについて 従来、事務員一人、施設長一人の二人体制で利用者の収入確認及び階層決定を行っていたが、確認体制が不十分であったため、事務員を一人増員し、チェック体制を強化することで認定漏れ等の誤りがないよう確認を徹底する。	

監査対象	一般財団法人札幌市スポーツ協会（スポーツ局スポーツ部）
監査委員の指摘事項	1 財政援助団体監査／(2) 活動団体等への助成金の交付に関する事務を適正に行うべきもの 団体等の活動実態を十分に把握せずに、さっぽろアスリートサポート事業の助成金を交付している事例がみられた。 今後は、助成金の適切な交付及び目的に沿った効果的な活用のため、団体等の活動実態を適宜確認するなど、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘に対する措置》 助成金申請団体等から、構成員名簿、利用当日の参加者状況資料等の提出を受け、活動実態の確認を行うよう徹底し、助成金交付事務が適正に行われるよう努める。	

監査対象	一般財団法人札幌市スポーツ協会（スポーツ局スポーツ部）
監査委員の指摘事項	2 出資団体監査／(1) 産業廃棄物処理に関する事務を適正に行うべきもの 産業廃棄物処理に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ア 法令に基づく委託契約書を取り交わしていないもの
《指摘に対する措置》 法令上必要な許認可を受けた専門業者へ委託の上、適正に処理すべきものであることから、今後は、チェック体制を強化するとともに、その処理方法について、職員への周知を徹底することで、適正な産業廃棄物の処理を行う。	

監査対象	株式会社札幌花き地方卸売市場（経済観光局経済戦略推進部）
------	------------------------------

別紙

<p>監査委員の指摘事項</p>	<p>2 出資団体監査／(1) 産業廃棄物処理に関する事務を適正に行うべきもの 産業廃棄物処理に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 イ 産業廃棄物処理委託契約書に記載された廃棄物の種類以外の廃棄物を処理していたもの ウ 産業廃棄物処理委託契約書に記載された契約単価と異なる金額を支払っていたもの</p>
<p>《指摘に対する措置》 イ及びウについて 事業者と契約した現契約書について、今後排出が予定される産業廃棄物の種類とその契約単価を追加する改定契約を行う。契約更新時には排出種類とその単価について確認し社内供覧しチェック体制を強化する。なお、単価改定が生じる場合は改定契約を含めて社内供覧を行う。 また、産業廃棄物処理委託業務関係ファイルの冒頭に契約書写しと当該事業者の許可証の写しを綴るとともに監査指摘事項について、社員も同席させ措置方針の打合せを行うことで、再発防止に努める。</p>	

<p>監査対象</p>	<p>株式会社札幌花き地方卸売市場（経済観光局経済戦略推進部）</p>
<p>監査委員の指摘事項</p>	<p>2 出資団体監査／(2) 取締役会の開催を適正に行うべきもの 会社法第363条第2項及び当法人の規則において、取締役会は3か月に1回以上開催することが定められているが、令和4年度は7月から10月にかけて取締役会は開催されていなかった。 取締役会は、会社の業務執行の決定を行うだけでなく、取締役の職務の執行の状況を監督する機関でもあり、取締役は自己の職務の執行の状況を報告しなければならないことから、少なくとも3か月に1回は取締役会を開催する必要がある。 今後は、法令等を遵守し、適正に業務を執行する体制を構築されたい</p>
<p>《指摘に対する措置》 取締役会の権限について社内周知するとともに、会社法や取締役会規則と合致した形で開催するようにする。現在、5月、株主総会終結の直後（6月）、および、8月、11月、2月に開催する方向で調整している。 監査指摘事項について社員も同席させ措置方針の打合せを行うことで、再発防止に努める。</p>	

<p>監査対象</p>	<p>株式会社札幌花き地方卸売市場（経済観光局経済戦略推進部）</p>
-------------	-------------------------------------

別紙

監査委員の指摘事項	2 出資団体監査／(3) 休憩時間を適正に付与すべきもの 労働基準法では、勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与える必要があるところ、付与されていないのがみられた。 今後は、関係法令等を遵守し、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘に対する措置》 労働基準法第34条の規定について確認し、時間外（休日）勤務時には法の定める休憩時間を取らなければならないことを再認識した。 また、監査指摘事項について社員も同席させ措置方針の打合せを行うことで、再発防止に努める。	

監査対象	株式会社札幌花き地方卸売市場（経済観光局経済戦略推進部）
監査委員の指摘事項	2 出資団体監査／(4) 使用料の減免事務を適正に行うべきもの 当法人の市場内にある会議室使用料を減免する際には、申込書に合わせて使用料減免申請書の提出が必要であるが、それが無いにもかかわらず使用料の減免を行っていた。 今後は、当法人の規程に則り、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘に対する措置》 会議室使用要領を定め明確な減免基準を整えるとともに、今後は会議室使用申込者から使用申込書と併せて減免申請書の提出を受け、適切に減免事務を行う。 また、監査指摘事項について社員も同席させ措置方針の打合せを行うことで、適正手続きの必要性について再認識させ、再発防止に努める。	

監査対象	株式会社札幌花き地方卸売市場（経済観光局経済戦略推進部）
監査委員の指摘事項	2 出資団体監査／(5) 固定資産台帳の耐用年数（減価償却率）を適正にすべきもの 当法人の固定資産の耐用年数について、増築（設）されたものや通路から事務室に改修されたものに、耐用年数45年が適用されていた。 しかし、建物本体の構造は鉄骨造で耐用年数は38年であることから、誤った耐用年数の登録により、過年度の減価償却費が過少となっていた。 今後は、誤った耐用年数を修正し、修正後の情報に基づき、適正に会計処理を行われたい。
《指摘に対する措置》 令和5年度決算において、指摘のあった事例について誤った耐用年数を修正することで会計事務所と調整済み。 また、監査指摘事項について社員も同席させ措置方針の打合せを行うことで、再発防止に努める。	

別紙

監査対象	公立大学法人札幌市立大学（まちづくり政策局政策企画部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(7) 契約保証金の免除を適正に行うべきもの 当法人の契約規程第36条第3号（契約実績）を適用して、契約保証金を免除しているものが多くみられた。しかし、契約決裁には受託者の契約実績をどのように確認し、同号を適用したのか記載がなく、その証跡が確認できなかった。</p> <p>今後は、契約保証金免除申出書や受託者から契約実績を提出させるなどの検討を行ったうえで、契約決裁において判断した根拠資料を文書で保存されたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>公立大学法人札幌市立大学契約規程第 36 条第 3 号の規定を適用した契約保証金の免除について、その理由や根拠を契約決裁に記載するよう、担当者及び確認者に周知するとともに担当者間で共有する業務上の備忘録に記し、契約に係る決裁に反映した。</p> <p>今後は、契約保証金の免除に係る事務手続きが生じた際に、担当者間による相互チェックや、確認職員による確認によって、措置した事柄の定着を図る。</p>	

監査対象	公立大学法人札幌市立大学（まちづくり政策局政策企画部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(8) 前渡金の事務処理を適正に行うべきもの 前渡金を小口現金から支出することがあるが、小口現金出納帳には精算後の金額のみが記載されているものがみられた。</p> <p>当法人の出納規程では、小口現金から支出する際には小口現金出納帳への記帳が義務付けられていることから、今後は、規程に則り適正な事務処理に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>前渡金の事務処理について、小口現金から支出する場合は、前渡金の精算前と精算後の金額を小口現金出納帳に記載することとし、金銭出納担当者及び確認者に周知するとともに担当者間で共有する業務上の備忘録に記し、是正した。</p> <p>今後は、前渡金に係る事務手続きが生じた際に、担当者間による相互チェックや、確認職員による確認によって、措置した事柄の定着を図る。</p>	

監査対象	一般財団法人札幌市スポーツ協会（スポーツ局スポーツ部）
監査委員の指摘事項	<p>3 公の施設指定管理者監査／(1) 利用料金に関する事務を適正に行うべきもの 利用料金に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 利用料金の減免を適正に行うべきもの 各体育施設の利用料金の減免基準は、札幌市体育施設使用料減免要綱等に定められているが、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p>

別紙

	<p>(ア) 要綱に定めがないにもかかわらず、利用料金を減免していたもの</p> <p>(イ) 当法人内部の理解不足及び利用者への周知不足のため、減免が適用されなかったもの</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>ア(ア)について</p> <p>各施設における減免要綱の理解不足から生じたものであり、減免の制度及び手続きについて確認を徹底する。</p> <p>ア(イ)について</p> <p>減免基準を知り得る者と知り得ない者との間に不公平が生じることのないよう、内部において理解を深めるとともに、利用者が利用申請を行う際の周知を徹底する。</p>	

監査対象	一般財団法人札幌市スポーツ協会（スポーツ局スポーツ部）
監査委員の指摘事項	<p>3 公の施設指定管理者監査／(1) 利用料金に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>イ 専用使用に係る利用料金を適正に算定すべきもの</p> <p>札幌市体育施設条例においては、指定管理者が体育施設を管理する場合、利用料金の額は、指定管理者が条例の規定による使用料の範囲内で、市長の承認を得て定めることとなっている。</p> <p>各スケート場の利用料金は、当該条例と同額を申請し承認を得ている。承認内容には、供用時間外に専用使用する場合、供用時間内の専用利用料金を2割増した額を加算することとしているが、当該加算をせず、徴収すべき利用料金が過少となっている事例がみられた。</p> <p>今後は、供用時間外に専用使用する場合の利用料金について、承認内容に従って利用料金を適正に徴収されたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>令和5年4月からの指定管理期間において、「供用時間外においても2割増し加算を行わず通常料金を徴収する」として利用料金の申請を行った認識であったが、実際には条例金額による申請を行い、札幌市から承認を受けていた。</p> <p>今後は、承認内容による利用料金の徴収を徹底する。</p> <p>また、利用料金を見直す際には、申請事務手続きについて、内部でのチェックを確実にを行う。</p>	

監査対象	公益財団法人札幌市生涯学習振興財団（教育委員会生涯学習部）
監査委員の指摘事項	<p>3 公の施設指定管理者監査／(1) 利用料金に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>ウ 利用料金を適正に徴収すべきもの</p> <p>札幌市生涯学習センターの利用料金は、条例に定める使用料の範囲内で教育委員会に申請し承認を得ているが、ちえりあホールの利用において非営利団体が割増料金の適用対象となる場</p>

別紙

	<p>合に、リハーサル時間等一部の時間帯を割増料金の対象外とし、同委員会から承認を受けた利用料金とは異なる額を徴収している。</p> <p>現行の運用を継続するのであれば、現在承認を受けていない超過割増料金を別途申請する又は一部の時間帯を割増することについて承認を受けるなど適正に対応されたい。</p> <p>また、多様な使用形態に柔軟に対応するため、現在の利用料金設定を検証のうえ、必要に応じ見直すことも検討されたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>指摘のあった利用料金の取り扱いについて、適正な手続きに則り、教育委員会に申請し承認を受けるよう、同委員会と協議を進めている。</p>	

監査対象	公益財団法人札幌市生涯学習振興財団（教育委員会生涯学習部）
監査委員の指摘事項	<p>3 公の施設指定管理者監査／(1) 利用料金に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>エ 利用料金の減額を適正に行うべきもの</p> <p>札幌市青少年科学館の利用料金について、当法人では、特定の団体会員を対象とした減額を行っており、このことについて教育委員会から承認を受けたとしているが、協定書に定める減額可能な要件には該当しておらず、減額の根拠が判然としない。</p> <p>今後、利用料金を減額する場合は、協定書に従い適正に行われたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>指摘のあった団体に係る割引については、収入減対策と発券説明の簡素化のため、令和6年度の再開館以降は廃止となった。</p> <p>今後、同種の割引について取り扱う場合は、適正な手続きに則り、教育委員会があらかじめ定めた基準に従って行うことの確認を欠かさないようにする。</p>	

監査対象	北のふるさとNグループ（東区土木部）
監査委員の指摘事項	<p>3 公の施設指定管理者監査／(1) 利用料金に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>オ 利用料金の設定に当たり市長の承認を受けるべきもの</p> <p>札幌市都市公園条例においては、公園を指定管理者が管理する場合、利用料金の額は、指定管理者が条例の規定による使用料の範囲内で市長の承認を得て定めることとなっている。</p> <p>当団体では、丘珠空港緑地パークゴルフ場について、同条例に定めのない使用単位（時間）及び料金を設定しているが、その実施に当たり市長の承認を得ていない。</p> <p>条例の定めに従い、適正な事務手続きを行われたい</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>今後は2名以上で確認し、解釈の齟齬が生じないように十分に気を付けて適正な事務の執行に努める。</p>	

別紙

監査対象	一般財団法人札幌市スポーツ協会（スポーツ局スポーツ部）
監査委員の指摘事項	3 公の施設指定管理者監査／(2) 劇物の管理を適正に行うべきもの 複数の指定管理施設において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ア 劇物がその他の物品と混在して保管されているもの
<p>＜指摘に対する措置＞</p> <p>監査指摘を受け、全施設の保有状況について調査を行い、指摘を受けた施設以外の保有は無いことを確認済み。</p> <p>保有する施設においては、既に毒物及び劇物取締法に基づく必要な措置として施錠のできる専用の保管庫での保管が行われており、在庫が無くなるまで必要な措置を適切に継続する。</p> <p>なお、今後は医薬用外劇物に該当するものは購入せず、他の洗浄剤に切り替える方針であり、対応の状況については今後も確認を継続する。</p>	

監査対象	一般財団法人札幌市スポーツ協会（スポーツ局スポーツ部）
監査委員の指摘事項	3 公の施設指定管理者監査／(2) 劇物の管理を適正に行うべきもの 複数の指定管理施設において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 イ 劇物の在庫量の定期点検及び使用量の把握が行われていないもの
<p>＜指摘に対する措置＞</p> <p>監査を受け、保有する施設においては、毒物及び劇物取締法に基づき在庫及び使用数量を把握するために使用簿を作成するよう、事務局より指示を行い、在庫が無くなるまで必要な措置を適切に継続することとした。</p> <p>なお、今後は医薬用外劇物に該当するものは購入せず、他の洗浄剤に切り替える方針で、対応の状況については今後も確認を継続する。</p>	

監査対象	公益財団法人札幌市生涯学習振興財団（教育委員会生涯学習部）
監査委員の指摘事項	3 公の施設指定管理者監査／(5) 再委託業務に係る契約事務を適正に行うべきもの 再委託業務に係る契約事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ア 札幌市生涯学習センター電気空調衛生設備保守管理業務において、仕様書で現場責任者に必要な資格を定めているが、当該資格を有しているかの確認を行っておらず、資格を有していない者に従事させていたもの
<p>＜指摘に対する措置＞</p> <p>至急状況を是正すべく、指定管理者から当該保守管理業務の受託者に対し、当該監督者に建築物環境衛生管理技術者の資格を取得させるよう求めていたところ、当該監督者が資格を取得したことを確認した。</p>	

別紙

今後、監督者の交代の際には、仕様書と突き合わせながら、後任者が必要な資格を有していることを複数人で確認することとする。

監査対象	公益財団法人札幌市生涯学習振興財団（教育委員会生涯学習部）
監査委員の指摘事項	3 公の施設指定管理者監査／(5) 再委託業務に係る契約事務を適正に行うべきもの 再委託業務に係る契約事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 イ 札幌市生涯学習センターピアノ保守点検業務において、仕様書で点検者の資格を定めているが、書面での確認を行っていないもの
《指摘に対する措置》 指定管理者において、令和4年度は書面での確認を行っておらず、口頭でのみ確認をしていたが、令和5年度の点検からは、書面による資格確認を行っている。	

監査対象	株式会社札幌リゾート開発公社（スポーツ局スポーツ部）
監査委員の指摘事項	3 公の施設指定管理者監査／(7) 索道事業の検査に関する事務を適正に行うべきもの 当法人はリフトの使用開始に当たり、各種検査を行ったうえで、北海道運輸局長あてに索道事業再開届出書及び基準適合確認書を提出している。 当法人が作成した当該確認書、検査に係る記録簿及び日誌において、検査日が一致せず、また、検査に係る資料が保存されていないなど、適正に検査が行われたのか判然としない事例が散見された。 今後は、運行の安全確保及び設備の維持管理の重要性を踏まえ、適正に資料を作成、保存して検査を行われたい。
《指摘に対する措置》 確認書・記録簿・整備日誌・業務日誌について、正しい検査実施日に修正した。また、確認書を北海道運輸局へ再提出した。 今後は職員間の相互チェック・ダブルチェックの徹底により、相違ない日付及び検査数値記録の成果物を作成し、提出及び保管を行う。	

監査対象	株式会社札幌リゾート開発公社（スポーツ局スポーツ部）
監査委員の指摘事項	3 公の施設指定管理者監査／(8) 撮影の承認に関する事務を適正に行うべきもの 札幌市体育施設条例施行規則においては、業としての写真、映画等の撮影の承認を行う場合、あらかじめ申請者から札幌市体育施設撮影承認申込書の提出を受けたうえで、札幌市体育施設撮影承認書を交付すると定められている。 当法人では、業としての写真、映画等の撮影の承認について、必要な手続きを行っていなかった。

別紙

	今後は、規則に従い、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘に対する措置》 申請者から業としての写真、映画等の撮影依頼があった場合は、必ず「撮影承認申請書」の受理及び「撮影承認書」の交付を行い、職員相互のチェック体制を強化した。	
監査対象	北のふるさとNグループ（東区土木部）
監査委員の指摘事項	3 公の施設指定管理者監査／(10) 収支決算書の支出科目に係る帳簿等を整備すべきもの 当団体は、収支決算書において賃借料、修繕費及び消耗品費等を計上しているが、機材の使用記録及び支払の拳証書類のないものが散見された。 今後は、各費用の算出根拠を明確にして経理を行ったうえで帳簿等を整備されたい。
《指摘に対する措置》 日常点検マニュアル、定期点検記録簿のほか、新たに修繕記録簿を作成した。 今後、会議で関係職員に修繕記録簿への記載及び帳票類の整備方法を周知し複数の職員のチェック体制を図り修繕費の適正な事務の執行に努める。 また、大きな修繕が必要となる場合には他の修理業者に見積もりを依頼、記録として残し、金額が適正なものとして証明していく。 消耗品費についても、今まで自社で一括購入した物品を双方で分けて按分していたが、各費用の算出根拠を明確にするため、消耗品使用簿を作成した。 今後は、会議で関係職員に使用簿への記載及び帳票類の整備方法を周知し複数のチェック体制を図り適正な事務執行に努める。 また、業務計画書に記載のとおり、適正な経理を執行するため、顧問税理士を交えて会社全体でルールの実施を図り速やかにグループ内で情報共有をする。	
監査対象	あつべつグリーンパートナー（厚別区土木部）
監査委員の指摘事項	3 公の施設指定管理者監査／(12) 仕様書の定めを満たす損害賠償保険に加入すべきもの 札幌市都市公園指定管理者業務仕様書において、被保険者を指定管理者、指定管理者から委託を受けた者、札幌市とする損害賠償保険の加入が定められているが、当団体が加入している損害賠償保険の被保険者に、指定管理者から委託を受けた者は含まれていなかった。 指定管理者から委託を受けた者が無保険状態とならないよう、状況を直ちに確認し、適正に処理されたい。
《指摘に対する措置》 本件に関しては、令和5年度に札幌市（総務局改革推進室）から「再委託者が受託した業務に関して損害賠償保険に加入している場合には、当該再委託者を特約付き損害賠償保険の被保険者としなくてよい。」とのことが示されてい	

別紙

る。このことから、再委託者の個別の保険状況を確認したところ、当該要件を満たしていることを確認した。

この札幌市から示された内容を踏まえ、今後、以下のように対応する。

- ① 再委託者について損害賠償保険の加入を確認し、保険証書の写しを提出する。
- ② ①の保険加入が確認できない場合は、再委託者を特約付き損害賠償保険の被保険者とする手続きを行い、保険証書の写しを提出する。

また、上記のことを、担当者が異動しても確実に引き継ぐため、この度の監査での指摘事項等への対応をまとめた資料を関係文書ファイルに綴ることとした。

監査対象	あつべつグリーンパートナー（厚別区土木部）
監査委員の指摘事項	3 公の施設指定管理者監査／(13) 備品管理を適正に行うべきもの 札幌市都市公園指定管理者業務仕様書で定める備品に関する物品使用貸借契約の締結がなされておらず、同仕様書に定める事項が遵守されていなかった。 今後は、同仕様書の内容を十分確認のうえ、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘に対する措置》 今回の指摘を受け、物品使用貸借契約の締結を行った。 今後は、上記の契約書の写しのほか、この度の監査での指摘事項等への対応をまとめた資料を関係文書ファイルに綴ることにより、担当者が異動しても継続的かつ確実に、契約を締結できる体制とした。	

別紙

2 意見（要望）事項に対する対応（令和5年度監査報告第6号に掲載された意見（要望）事項に係るもの）

(1) 令和5年度第2回定期監査（事務監査）関係

監査対象	財政局税政部中央市税事務所
監査委員の意見（要望）事項	<p>第2 意見（要望）事項／1 市税の減免等に関する事務について</p> <p>生活保護受給者に係る市・道民税の減免対象税額は、個人市・道民税減免事務取扱要領に規定されているが、市税の滞納整理事務において、他市町村に居住する滞納者が生活保護を受給している事実を把握した場合に、減免対象税額を減免によらず、地方税法第15条の7第1項第1号により滞納処分の実行停止としている事例がみられた。</p> <p>滞納処分の実行停止は減免と異なり、納税者にとっては滞納が継続することとなる。また札幌市の事務としては、納税義務が消滅するまで継続した管理が必要となることから、減免がより効果的かつ効率的な取扱いと考える。</p> <p>このため、今後は課税及び納税システムの連携を深めつつ、関係規程についての更なる習得に努め、適切な事務処理をされるよう要望する。</p>
<p>《意見（要望）事項に対する対応》</p> <p>本件が中央市税事務所納税課における市・道民税の生保減免の対象税の誤認が原因であったことから、取扱要領該当箇所の周知及び過年度未納税額についても減免事由に該当する未納税は減免すべきものであること、並びに減免事由に該当する案件であることを確認した場合は、すみやかに中央市税事務所市民税課へ情報提供を行い、減免処理を依頼することをメールにて課内に周知した。また、納税課内課長係長会議においても再確認し、併せて課内納税係職員への再周知を行った。</p> <p>課税及び納税システムの連携については、納税係長から市民税係長に対して、減免要件と対象税の確認をし、納税課で要件に該当するものを確認した場合は情報提供と処理依頼を行うことを再確認したほか、財政局税政部納税指導課から同市民税課へ対しても同様の確認を行った。また、納税係長・収納管理係長会議において、他市税事務所への情報提供と注意喚起を行った。</p> <p>今後も、研修や会議などを活用して定期的に周知徹底を図り、適正な事務の執行に努めていく。</p>	

監査対象	財政局管財部
------	--------

別紙

<p>監査委員の 意見(要望) 事項</p>	<p>第2 意見(要望) 事項／2 契約事務ハンドブックに基づく適切な契約事務の執行について</p> <p>物品の調達に係る送付による見積合せにおいて、契約事務ハンドブック(以下「ハンドブック」という。)に定める取扱いと異なる事例や、取扱いの根拠となる事実を挙証する記録等が残されていない事例がみられた。</p> <p>札幌市においては、市長部局等が統一的な事務を図れるよう、管財部が制度統括部としてハンドブックを整備のうえ、契約事務説明会等を通じ各部局に厳格な運用を求めてきたところである。</p> <p>このことを踏まえると、今回特段の理由を示すことなくハンドブックの運用とは異なる取扱いを是認する状況がみられたことは遺憾であり、他部局を含め不適切な事務が行われることがないよう、規範となる運用を求める。</p> <p>また、入札契約事務に係る記録等は、実施機関における審議過程等について挙証するものであることから、公文書管理の観点からも適切な事務に努められたい。</p>
<p>《意見(要望) 事項に対する対応》</p> <p>新型コロナウイルスの影響で送達(郵送)での入札等が増えてきたことから、送達での入札等の取扱いについて、発注課が混乱を招くことがなく適切な事務が行われるよう周知する。</p> <p>送達での入札等の取扱いについて、令和6年度に、他の規定改正と合わせて、「ハンドブック」の改訂や「物品・役務契約Q&A」に反映させるとともに、研修においても周知を図る。</p>	

<p>監査対象</p>	<p>教育委員会市立学校</p>
<p>監査委員の 意見(要望) 事項</p>	<p>第2 意見(要望) 事項／3 役務の調達について</p> <p>役務の調達において、関連して発注した業務の仕様内容等が不明確であり、追加契約の必要性が確認できないものがみられた。</p> <p>仕様書は調達する役務の内容を細部にわたって具体的に示し、積算をする際の理解を容易にするため、数量等を明確にするべきものである。</p> <p>今後の仕様書作成に当たっては、調達内容等を明確にし、経済性、有効性の観点から合理的な内容であるか否かについても、検討可能なものとされるよう要望する。</p>
<p>《意見(要望) 事項に対する対応》</p> <p>物品・役務契約等事務取扱要領第2条第1項第4号等により、仕様書は、調達する業務の内容の細部にわたって具体的に示し、業務内容や対象範囲を明確にするものとされているが、担当者の認識不足により、借受契約と関連して発注した業務の仕様書の内容に借受契約と重複しているととらえられるものがみられた。</p> <p>仕様書の内容を具体的かつ明確にすることは、契約事務の基本的な事項であることから、関係規程及び契約事務ハンドブックに基づいた適正な事務を行うよう、また、関連して発注する業務間の仕様書に重複した内容がないかについ</p>	

別紙

でも留意しチェックするよう、事務職員だけではなく管理職を含む全学校・園あて周知した。

更に、今年度から、学校事務職員が全員参加している共同実施のグループワーク研修において、監査で指摘された具体的な事例を取り上げ周知することで、再発防止を図る取組みを行った。

監査対象	財政局税政部
監査委員の意見(要望)事項	第2 意見(要望)事項/4 個人情報の取扱いに関する事務について 役務契約において、個人情報を取り扱わない事務にもかかわらず、個人情報の保護に係る項目を契約書等に定めているものがみられた。 個人情報を取り扱う事務は、個人情報保護法の改正に伴い運用が厳格化されており、個人情報を取り扱わない事務に対し契約書等に定めることは、受託者に過度な負担を求めることとなるなど、非効率になりかねない。 今後の契約書等作成に当たっては、その役務契約が個人情報を取り扱う事務か否かについて、より適正に判断されることを要望する。
《意見(要望)事項に対する対応》 納税通知書には氏名、住所といった特定の個人を識別できる情報のほか、所得情報や税額などの情報が記載されており、亡失等の発生時には個人情報の漏えい事故となることから、当該業務については個人情報を取り扱う委託契約に相当するものとして慎重に取り扱うよう求めてきたものであるが、今回の意見を踏まえて業務仕様書、契約約款から個人情報取扱に係る事項を削除することとした。	

監査対象	財政局管財部
監査委員の意見(要望)事項	第2 意見(要望)事項/4 個人情報の取扱いに関する事務について 役務契約において、個人情報を取り扱わない事務にもかかわらず、個人情報の保護に係る項目を契約書等に定めているものがみられた。 個人情報を取り扱う事務は、個人情報保護法の改正に伴い運用が厳格化されており、個人情報を取り扱わない事務に対し契約書等に定めることは、受託者に過度な負担を求めることとなるなど、非効率になりかねない。 今後の契約書等作成に当たっては、その役務契約が個人情報を取り扱う事務か否かについて、より適正に判断されることを要望する。
《意見(要望)事項に対する対応》 今後は、令和5年1月11日付札行情第781号『「個人情報取扱事務委託等の基準」の全部改正について(通知)』を組織内へ再度周知し、決裁時に業務担	

別紙

当者が業務内容を口頭での説明を加えることで、委託内容についてチェック担当の誤認識を防ぐ。

監査対象	財政局管財部
監査委員の意見(要望)事項	第2 意見(要望)事項/5 契約に関する事務について 役務契約において、履行確認等に必要な範囲を超えた項目を仕様書の様式に定めているものがみられた。 確実な履行確認のために必要な範囲を超えた事項を仕様書に定めることは、受託者に過度な負担を求めるものであり、委託者も余計な確認事務を行う必要が生じることから、双方にとって非効率である。 今後の仕様書作成に当たっては、効率性の観点から合理的な内容であるか否かについても、検討されることを要望する。
《意見(要望)事項に対する対応》 役務契約における履行確認について、今後も職員が現地立ち合いを行うことから、同種の業務仕様書の提出書類から「積み込みの状況が撮影された写真」を削除する。	

監査対象	教育委員会中央図書館
監査委員の意見(要望)事項	第2 意見(要望)事項/5 契約に関する事務について 役務契約において、履行確認等に必要な範囲を超えた項目を仕様書の様式に定めているものがみられた。 確実な履行確認のために必要な範囲を超えた事項を仕様書に定めることは、受託者に過度な負担を求めるものであり、委託者も余計な確認事務を行う必要が生じることから、双方にとって非効率である。 今後の仕様書作成に当たっては、効率性の観点から合理的な内容であるか否かについても、検討されることを要望する。
《意見(要望)事項に対する対応》 提出資料に記載する必要のある情報について精査を行い、令和6年度の契約では不必要な情報について、記載を求めないよう仕様書及び様式を修正して契約を行った。 また、部内の他契約においても同様の事案がないか仕様書や様式の再検証を行うよう部内経理担当者に向け周知・共有を行った。	

監査対象	教育委員会市立学校
------	-----------

別紙

<p>監査委員の 意見(要望) 事項</p>	<p>第2 意見(要望) 事項/5 契約に関する事務について 役務契約において、履行確認等に必要な範囲を超えた項目を仕様書の様式に定めているものがみられた。 確実な履行確認のために必要な範囲を超えた事項を仕様書に定めることは、受託者に過度な負担を求めるものであり、委託者も余計な確認事務を行う必要が生じることから、双方にとって非効率である。 今後の仕様書作成に当たっては、効率性の観点から合理的な内容であるか否かについても、検討されることを要望する。</p>
--------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

《意見(要望) 事項に対する対応》

物品・役務契約等事務取扱要領第95条第1項及び第96条第2項により、役務の適正な履行を確保するため、実施報告書のほか、必要に応じ、日ごとの履行状況を確認するため作業日誌等を併せて徴することとしている。

今回、実施報告書の内容で、日ごとの履行状況を確認することができたことから、今後の仕様書作成に当たっては、受託者に過度な負担を求めることのないよう、また、効率性の観点からも仕様書が合理的な内容となっているか検討を行うよう、事務職員だけではなく管理職を含む全学校・園に周知した。

更に、今年度から、学校事務職員が全員参加している共同実施のグループワーク研修において、監査で指摘された具体的な事例を取り上げ周知することで、再発防止を図る取組みを行った。

<p>監査対象</p>	<p>保健福祉局高齢保健福祉部</p>
<p>監査委員の 意見(要望) 事項</p>	<p>第2 意見(要望) 事項/6 契約書に係る印紙税の取扱いについて 契約書を取り交わす際に、委任契約のため非課税と判断した相手方から提出された収入印紙の貼られていない契約書を受領しているものがみられた。 課税文書に該当するか否かの判断は、単に文書の名称等形式によるのではなく、実質的な意義に基づいて行うことになる。 このため、判断に迷う契約においては、相手方の判断のみに依拠することなく、税務署に確認するなど、適切な契約を取り交わすよう要望する。</p>

《意見(要望) 事項に対する対応》

これまで本契約は業務全体として何らかの成果物を求めるものではなく、当該契約を非課税となる委任契約であると判断し、契約書の作成時に収入印紙の貼付けを不要としていた。

しかしながら、本契約内容を改めて精査したところ、委託業務内容には成果物(募集要綱やポスターなど)の作成業務など、その一部に請負に当たると判断することが適当な事項が含まれていることから、次年度からは収入印紙を貼り付けた契約書を取り交わすこととする。

<p>監査対象</p>	<p>保健福祉局障がい保健福祉部</p>
-------------	----------------------

別紙

監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項／6 契約書に係る印紙税の取扱いについて</p> <p>契約書を取り交わす際に、委任契約のため非課税と判断した相手方から提出された収入印紙の貼られていない契約書を受領しているものがみられた。</p> <p>課税文書に該当するか否かの判断は、単に文書の名称等形式によるのではなく、実質的な意義に基づいて行うことになる。</p> <p>このため、判断に迷う契約においては、相手方の判断のみに依拠することなく、税務署に確認するなど、適切な契約を取り交わすよう要望する。</p>
---------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

《意見(要望)事項に対する対応》

改めて税務署に確認を行った結果、印紙税非課税との結論となった。

今後とも、印紙貼付の要否について判断に迷う契約を取り交わす際は、前例踏襲するのではなく、税務署に確認するなど慎重な事務執行に努めていく。

監査対象	財政局税政部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項／7 納品書への受領印の押印について</p> <p>役務契約において、仕様書で納品書への納品先の受領印の押印を定めているにもかかわらず、提出された納品書に押印が漏れており、そのまま履行検査で合格としているものがみられた。</p> <p>一方、納品先での受領確認は、直接の連絡等により別途行うなど、押印によらない手法も考えられる。</p> <p>昨今は押印省略の流れもあることから、今後の仕様書作成に当たっては押印の要否を含め、事務の効率化の観点からも適切な履行確認の検討を要望する。</p>

《意見(要望)事項に対する対応》

今回の不備が発生した原因を分析したところ、物品発注業務の種類によって納品書への受領印の有無が統一されていなかったため、当該業務における受領者と履行検査員のいずれもが押印の要否を誤認したことに起因すると判明した。

このため再発防止策としては、今回の意見にある押印廃止の流れも踏まえて、物品発注の際、納品書への受領印の押印は不要とする旨統一するよう事務の見直しを行い、今年度に発注する物品の仕様書から、受領印の押印を求める記載を削除することとした。

監査対象	環境局環境都市推進部
------	------------

別紙

監査委員の 意見(要望) 事項	<p>第2 意見(要望)事項/8 補助金の交付要件の確認について 札幌市ゼロエミッション自動車購入等補助金等の補助金の交付に関する事務について、交付要件として、市税の滞納がないことなどを申請者に求めているながら、その確認が不十分なまま交付決定しているものがみられた。</p> <p>これらの補助金は、温室効果ガスの削減等を目的とし、市民への普及を図るものであり、予算額を上限とする先着順の申請受付であることから、市民が不公平感を感じることはないよう、対象要件に該当するかの公正な判断がより一層必要となる。</p> <p>このため、普及促進に向けて、申請者の過度な負担を避けつつ改善を図ることとして、今後の補助金の交付決定に当たっては、自ら交付要件を確認する手法を検討するなど、厳格・公正な運用となるよう要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>補助金に関する申請書には、各種補助制度の要綱や関係法令を遵守すること、暴力団関係者ではないことなどを誓約する文言をあらかじめ記載した様式を用いていた。</p> <p>この申請書を用いて申請することで、市税を滞納していないことなどの交付要件を満たすと判断できるものと考え、市民からの申請や、リース事業者からの申請における機器の借主である市民に対しては、市税の納税証明書の提出は求めておらず、市税滞納の有無の確認が不十分だった。</p> <p>令和6年度からは、要綱や関係法令を遵守することや暴力団関係者ではないことなどを誓約する文言に加え、これらについて同意する旨のチェック欄を追加し、申請者が交付要件を満たす旨誓約することを意思表示できる様式へと変更する。</p> <p>これによって申請に係る市民や事業者の負担を増やすことなく、交付要件を満たしていることを確認していく。</p>	

別紙

(2) 令和5年度第2回定期監査（工事監査）関係

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項／1 管きよの設計要領について</p> <p>「管きよの設計要領」(以下「設計要領」という。)では、下水道管路施設の設計積算に関する基準が定められており、断熱蓋の設置基準については、断熱蓋を設置する主旨を考慮して柔軟に対応することとされている。</p> <p>今回監査した土木工事において、積雪時に歩行者が通行する可能性が低いと思われる場所のマンホールに断熱蓋を設置している事例がみられた。設置基準では、設置に当たって柔軟に対応する旨の記載はあるものの、冬期間の道路の利用状況や地域条件により設置の可否を判断する基準が記載されていないため、設置の根拠として不明瞭なものとなっていると考える。</p> <p>設計要領は、設計積算を行う上で共通の取扱いを定めたものであることから、断熱蓋の設置基準について、経済性や有効性の観点から明記することを検討されるよう要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>歩道内の植樹柵のように、積雪時に歩行者が通行する可能性の低い箇所については、設置の可否について各管理者と協議を行うよう、「管きよの設計要領」を改定し、課内周知を図った。</p>	

監査対象	白石区土木部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項／2 舗装の施工について</p> <p>「札幌市土木工事共通仕様書」では、受注者は、舗装の施工を行う場合に、プライムコートやタックコートを均一に散布しなければならないことが定められている。</p> <p>今回監査した土木工事において、歩道を舗装する際に、プライムコートを均一に散布せずに施工している事例がみられた。</p> <p>プライムコートは、舗装の防水性や安定性を確保するために必要なものであることから、今後はその目的や役割について職員に周知するとともに、当該仕様書を確認し、受注者への指導に努められるよう要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>10区の工事担当係長が集まる会議にて周知し、課内周知も同様に行った。また、当区では、全ての工事において「工事施工にあたっての注意事項」を受注者に提示し、工事の留意すべき点について継続した指導を行い、適正な履行につなげているところであり、今後は、道路端部へのプライムコート及びタックコートの散布についても注意事項に加え、周知徹底していくこととした。</p>	

別紙

(3) 令和5年度第2回定期監査（財政援助団体等監査）関係

監査対象	公益財団法人札幌市生涯学習振興財団（教育委員会生涯学習部）
監査委員の意見(要望)事項	2 出資団体監査／(6) 固定資産の購入及び除却手続に係る決裁区分について（意見（要望）事項） 当法人は、会計規則にて固定資産の購入、除却及び売却、担保の提供についての手続等を定めている。 同規則に基づき、固定資産の購入及び除却に際して、本来理事長の決裁を受けるべきところ生涯学習センター長、青少年科学館長、事務局長の決裁により処理している事例がみられた。 今後は、固定資産の購入及び除却に係る手続の合理性や適正性確保のために、同規則の妥当性を検証のうえ、必要に応じ見直しをされるよう要望する。
《意見（要望）事項に対する対応》 各規則等で定める正しい手続きに則って事務を執行するよう、職員に対し周知徹底を図った。併せて、事務手続きの効率化等を鑑み、金額による専決区分の見直しを含め、各規則等の改正についても検討を進める。	

監査対象	公立大学法人札幌市立大学（まちづくり政策局政策企画部）
監査委員の意見(要望)事項	2 出資団体監査／(9) 規程の整備について（意見（要望）事項） 当法人では、当法人の規定にない事務手続きは札幌市の扱いに準じる運用としている。しかし、札幌市の規定に対する理解不足から、例えば、特別な理由がないにもかかわらず、入札参加資格を有していない事業者から日常的に物品を購入するなど、一部手続きは札幌市の扱いに整合していない。 札幌市の規定を準用することの妥当性を検証のうえ、必要に応じ当法人の実情に即した規程整備を行うよう要望する。
《意見（要望）事項に対する対応》 当法人における物品等の購入は、教育・研究活動の遂行に関するものが主である。特に研究分野における物品等の購入は、それを取扱う事業者が限られている場合があり、札幌市の入札参加資格を有していない事業者であることが珍しくない。 札幌市の入札参加資格を有していない事業者から物品等を購入する場合に、札幌市の例に準拠した取り扱いは、著しい非効率が生じる場合があることから、他大学の事例等も参考にした上で、当法人の実情に即した規程整備を行うよう速やかに検討を進める。 なお、札幌市の入札参加資格を有していない事業者からの物品等の購入について、当法人の実情に即した規程が整うまでの期間は、当法人と定期的な取引実績がありその関係が良好である事業者を除き、札幌市の例に準拠した取り扱いを行う。	

監査対象	公立大学法人札幌市立大学（まちづくり政策局政策企画部）
------	-----------------------------

別紙

<p>監査委員の意見(要望)事項</p>	<p>2 出資団体監査／(10) 契約事務について（意見（要望）事項）</p> <p>学生の就職支援等のため、キャリアコンサルタント有資格者（以下「キャリアコンサルタント」という。）による相談等業務を事業者に委託しており、当該キャリアコンサルタント1名が大学に常駐し勤務を行っている。</p> <p>しかし、当該契約に係る資料には、誤記であったとはいえ、統括責任者は当該キャリアコンサルタントであるなど、当法人と当該キャリアコンサルタントとの間に、指揮命令の関係があると誤解を招くような記載がみられた。</p> <p>当法人が、受託者のスタッフ（当該キャリアコンサルタント）に対し、業務進捗状況の確認を直接行うなど、指揮命令しているとみなされる場合は、業務委託ではなく労働派遣契約を締結する必要がある。</p> <p>今後は、関係法令等について理解を深め、適切な事務の執行に努められるよう要望する。</p>
<p>《意見（要望）事項に対する対応》</p> <p>関係法令等を再確認のうえ、今後の進路支援業務の運用について再整理し、令和6年度以降は、業務委託契約から労働者派遣契約に変更することとした。</p>	
<p>監査対象</p>	<p>一般財団法人札幌市スポーツ協会（スポーツ局スポーツ部）</p>
<p>監査委員の意見(要望)事項</p>	<p>3 公の施設指定管理者監査／(3) 過年度分の未収金及び未払金に関する事務について（意見（要望）事項）</p> <p>当法人が管理運営する施設において、発生から1年以上経過している未収金及び未払金があり、それらの解消に向けて具体的な取組がなされていないものが散見された。</p> <p>今後は、過年度分も含めた未収金等の解消のために、より具体的なマニュアル等を整備したうえで進捗管理を行われるよう要望する。</p>
<p>《意見（要望）事項に対する対応》</p> <p>未収金・未払金の管理の対応について、今後は、未収金や未払金の発生の原因となる「専用利用のキャンセル」や「スポーツ教室受講のキャンセル」に係る電話・郵送などの手続き方法を含めてマニュアル化し、各施設において未収金・未払金の解消に向けて取組むよう徹底する。</p>	
<p>監査対象</p>	<p>一般財団法人札幌市スポーツ協会（スポーツ局スポーツ部）</p>
<p>監査委員の意見(要望)事項</p>	<p>3 公の施設指定管理者監査／(4) 金券類の管理について（意見（要望）事項）</p> <p>札幌市と当法人が締結した指定管理施設に係る管理運営業務等仕様書において、「現金等の取扱いに関する規定を整備し、運用することや、当該仕様書には「金券類の管理等の適切な取扱い」を含むことが定められているが、以下の事例がみられた。</p> <p>ア マニュアルは整備されていたものの、一部具体性に欠けていたことから、適切な取扱いがされていなかったもの</p>
<p>《意見（要望）事項に対する対応》</p>	

別紙

マニュアルを見直したうえで、あらためて当法人内への周知を図り、不適切な取扱いが行われることのないよう徹底する。

監査対象	株式会社札幌リゾート開発公社（スポーツ局スポーツ部）
監査委員の意見(要望)事項	3 公の施設指定管理者監査／(4) 金券類の管理について（意見（要望）事項） 札幌市と当法人が締結した指定管理施設に係る管理運営業務等仕様書において、「現金等の取扱いに関する規定を整備し、運用する」ことや、当該仕様書には「金券類の管理等の適切な取扱い」を含むことが定められているが、以下の事例がみられた。 イ 規程は整備されていたものの、具体的な管理方法の定めがなかったもの
《意見（要望）事項に対する対応》 金券（印紙）運用マニュアルを新規に作成し、受取側の管理簿については、印紙枚数の確認の際は月末締めを行い、職員相互のチェック体制を強化した。	

監査対象	社会福祉法人麦の子会（保健福祉局障がい保健福祉部）
監査委員の意見(要望)事項	3 公の施設指定管理者監査／(4) 金券類の管理について（意見（要望）事項） 札幌市と当法人が締結した指定管理施設に係る管理運営業務等仕様書において、「現金等の取扱いに関する規定を整備し、運用する」ことや、当該仕様書には「金券類の管理等の適切な取扱い」を含むことが定められているが、以下の事例がみられた。 ウ 金券類の管理についての規定が整備されていなかったもの
《意見（要望）事項に対する対応》 法人本部で規程を策定し令和5年11月1日から実施を行っている。 規程の実施については例月の定例会議で周知を行った。	

監査対象	公益財団法人札幌市生涯学習振興財団（教育委員会生涯学習部）
監査委員の意見(要望)事項	3 公の施設指定管理者監査／(6) 駐車場の利用時間の変更について（意見（要望）事項） 札幌市生涯学習センター等管理業務仕様書では、指定管理の対象となる駐車場（宮の沢ターミナルビル駐車場内の2階）の利用時間は午前8時から午後11時までとされているが、実際には午前9時から午後10時までの時間帯で運営管理されていた。 2階から4階まで及び屋上の駐車場は一体として運営管理されているため、同センター利用者は2階の利用時間外には、24時間営業の他の階を利用することができ、利用上の支障はない。しかし、仕様で定める利用時間の変更について、教育委員会と協議した証跡が残っておらず、その経緯が判然としない。 管理業務の内容が変更となる場合には、内容を客観的に確認できるようにすることが重要であり、口頭ではなく書面により証跡を残すよう要望する。

別紙

＜意見（要望）事項に対する対応＞

指摘を受けて、すでに教育委員会に対し、書面により本件駐車場の運用状況について承認を求める依頼を行ったところであり、教育委員会も承認する方向で現在手続きを進めているとのこと。

監査対象	株式会社札幌リゾート開発公社（スポーツ局スポーツ部）
監査委員の意見（要望）事項	<p>3 公の施設指定管理者監査／(9) 自家用車の業務使用に係る酒気帯びの確認について（意見（要望）事項）</p> <p>道路交通法施行規則では、業務に伴う自家用車の使用において、目視等による酒気帯びの確認及び記録の保存が義務付けられているが、当法人では、自家用車の使用は一時的であるとの認識から、これらのことが行われていなかった。</p> <p>しかし、当法人の自家用車の使用について、1か月当たり600kmを超える使用状況などの事例もみられたことから、一時的な使用とすることに疑義が生じた。</p> <p>今後は、安全確保や事故防止の面からも、規程等を整備し、社員に周知徹底を図るなど、必要な対策を検討するよう要望する。</p>
<h3>＜意見（要望）事項に対する対応＞</h3> <p>アルコールチェック及びチェック記録簿を作成した。</p> <p>なお、令和5年12月以降は「チェッカーによるアルコールチェック」が義務付けられていることから、導入し実施している。</p>	

監査対象	大和リース株式会社北海道支店（教育委員会生涯学習部）
監査委員の意見（要望）事項	<p>3 公の施設指定管理者監査／(11) 利用料金の申請について（意見（要望）事項）</p> <p>利用料金の申請について、以下の事例がみられた。</p> <p>ア 市民ホール会議室及び大ホールの利用料金は、営利営業の目的で使用する場合、割増した額を徴収するとして教育委員会の承認を得ている。しかし、大ホールは営利営業の目的であっても、リハーサル時間帯は割増しない額を徴収していた。</p> <p>この扱いは、同委員会作成の手引きに基づき従来から行われているとともに、毎年度提出する業務計画書にも記載されていることから、同委員会も了承しているところである。</p> <p>しかし、その記載のみをもって、同時間帯を割増対象外とすることについて利用料金承認を得ているとは言い難いと考えられる。</p> <p>改めて、条例及び協定書を確認のうえ、利用料金申請手続きについて同委員会と協議するよう要望する。</p>
<h3>＜意見（要望）事項に対する対応＞</h3> <p>適正な手続きに則り、教育委員会に申請し承認を受けることとする。</p>	

監査対象	あつべつグリーンパートナー（厚別区土木部）
------	-----------------------

別紙

監査委員の 意見(要望) 事項	<p>3 公の施設指定管理者監査／(11) 利用料金の申請について（意見（要望）事項）</p> <p>イ 札幌市都市公園条例においては、公園を指定管理者が管理する場合、利用料金の額は、指定管理者が条例の規定による使用料の範囲内で市長の承認を得て定めることとなっており、札幌市都市公園の維持管理に関する協定書第17条において、利用料金の申請は当団体が札幌市に書面にて申し入れると規定されている。</p> <p>しかし、当団体は、この手続きを同協定書第8条に基づく収支計画書を提出することで、併せて利用料金申請を行っているとしている。当該計画書に利用料金単価が記載されているとはいえ、収支計画の目的で作成した書類であることや、利用料金の全てを記載しているものではないことから、これをもって利用料金申請を行い、承認を得ているとは言い難いと考えます。</p> <p>現状の手続きは、所管部局も了承しているものではあるが、改めて、条例及び協定書を確認のうえ、利用料金申請手続きについて協議するよう要望する。</p>
<p>《意見（要望）事項に対する対応》</p> <p>利用料金の申請、協議、承認の書面による手続きが不十分であり、改善が必要との共通認識に至った。</p> <p>今後の利用料金の申請については、書面により協議を申し入れることとし、承認についても書面で行うことを確認した。また、手続きにあたっては、利用料金を全て記載することとし、複数の者で確認する。新規の利用料金を設定する場合には、特に注意する。</p> <p>上記のことを、担当者が異動しても確実に引き継ぐため、この度の監査での指摘事項等への対応をまとめた資料を関係文書ファイルに綴ることとした。</p>	